

## 第一種フロン類充填・回収量報告に関するQ&A

### Q1 報告方法について

メールやファクシミリ(FAX)により報告してもよいですか。

(答)メールやファクシミリ(FAX)による報告も可能です。管轄の保健所に問い合わせてください。

### Q2 報告の対象について

家庭用エアコン・冷蔵庫等の第一種特定製品以外についてのフロン類を充填・回収等した場合は、本報告の対象になりますか？

(答)

報告の対象ではありません。

第一種特定製品についてのフロン類の充填・回収実績のみを報告してください。

### Q3 「設置」と「設置以外」の定義について

「充填した量」(①⑤⑨)における「設置」と「設置以外」は、どのような作業を指しますか。

(答)

「設置」とは、第一種特定製品を新たに設置する際にフロン類を充填する作業を指します。

また、「設置以外」とは、第一種特定製品を整備する際にフロン類を充填する作業を指します。

### Q3 フロン類の新規調達について

フロン類を新規調達した場合、どのように報告したらよいですか。

(答)

新規調達したフロン類を、第一種特定製品に充填した場合、「充填した量」(①⑨⑰)に計上してください。

なお、フロン類を新規調達したものの第一種特定製品に充填しなかった場合(使用せずに保管した場合や家庭用エアコンに充填した場合等)には、報告する必要はありません。

### Q4 同一機器への再充填について

整備等のため、第一種特定製品からフロン類を回収して、同一機器に充填した場合、どのように報告したらよいですか。

(答)

そのような場合には、フロン類の充填・回収実績として報告する必要はありません。

#### Q5 異なる機器への再充填について

第一種特定製品からフロン類を回収して、異なる機器に充填した場合、どのように報告したらよいですか。

(答) フロン類の種類に応じて、フロン類の回収量を「回収した量」(②⑩⑱)の欄に記載し、フロン類の再生・充填量を「法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量」(⑥⑭⑳)の欄に記載してください。また、「充填した第一種特定製品の台数」及び「充填した量」(①⑨⑰)にも計上してください。

なお、この場合、法第50条・規則第54条に定める要件(フロン類の再生基準)を遵守する必要があります。

#### Q6 フロン類の充填・回収を伴わない作業について

第一種特定製品の設置作業のみを行い、フロン類の充填作業を実施していない場合、報告する必要がありますか。また、フロン類が全量漏洩しておりフロン類の回収作業を伴わない第一種特定製品の廃棄を行った場合、報告する必要がありますか。

(答) フロン類の充填・回収を伴わない第一種特定製品の設置・整備・廃棄等については、報告する必要はありません。

#### Q7 第49条第1号に規定する者について

「第49条第1号に規定する者に引き渡した量」(⑦⑮㉓)とは、どのような場合を指しますか。

(答) フロン類充填回収業者が回収したフロン類は、通常、再生業者又は破壊業者に引き渡す必要がありますが、都道府県知事が認める者(再生業者又は破壊業者に確実に引き渡す者として認められる者)への引渡しについても例外的に認められています。

本県においては、次の2事業者が第49条第1号に規定する者として認められています。

- ・(株)マコト冷熱(那覇回収冷媒管理センター)
- ・(株)一心堂(浦添回収冷媒管理センター)

#### Q8 フロン類充填回収業者でもある第49条第1号に規定する者について

フロン類充填回収業者でもある「第49条第1号に規定する者」が、引き取ったフロン類を破壊業者に引き渡した場合、「フロン類破壊業者に引き渡した量」(⑤⑲㉑)に計上する必要がありますか。

(答) 第49条第1号に規定する者が、同号に基づき引き取ったフロン類を破壊業者に引き渡した場合は計上する必要はありません。

自らがフロン類充填回収業者として回収したフロン類を破壊業者に引き渡した場合のみ計上してください。